

大阪府自転車条例と企業の自転車管理

梅田総合法律事務所 弁護士 伴城 宏
弁護士 中村 昭喜

▶ POINT

- ① 大阪府自転車条例により自転車利用者に損害保険への加入が義務付けられました。
- ② 条例では自転車業務使用時の損害保険への加入、従業員安全教育などが事業者の責務とされました。
- ③ 自転車通勤を導入する場合には、自転車通勤規程を定めるなどして、管理を行うことが望まれます。

1 はじめに

近年、特に高齢者を被害者とする自転車事故が増え、1億円以上の賠償を要する高額賠償事例も後を絶ちません。自転車利用者のマナー違反も問題とされるようになりました。2015年6月、道路交通法が改正され、違反運転者に対する講習制度、自転車のブレーキ検査及び応急措置命令制度などが導入され、自転車運転者に対する取り締まりも強化されました。

大阪府は2016年4月、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(大阪府自転車条例)を制定し、自転車利用者に損害保険への加入を義務付け、また、自転車の安全に関する事業者の責務を定めました。

本稿では大阪府自転車条例を踏まえた「企業における自転車管理」のポイントについて整理します。

2 損害保険加入の義務化

2016年4月に制定された大阪府自転車条例では、自転車利用者に損害保険への加入を義務付けました(2016年7月1日施行)。同様の条例は、東京都、兵庫県でも定められています。条例がなくとも、自転車事故では高額な損害賠償を負担するリスクがあるため、自転車利用者にとって損害保険への加入は必須といえます。

自転車事故に適用可能な保険としては、個人賠償責任保険があります。自動車保険、火災保険、傷害保険などに特約として付帯することができますが、最近では自転車保険単体の商品も販売されています。

個人賠償責任保険は、日常生活に起因する事故が対象であり、業務中の事故には適用がありません。企業が自転車を業務に使用した場合の事故による賠償責任をカバーするには、企業賠償責任保険(施設賠償責任保険)やTSマーク付帯保険(自転車の車体に付帯した保険)に加入する必要があります。

3 事業用自転車管理と事業者の責務

大阪府自転車条例では、事業者には、以下の責務(努力義務)が定められました。

- ・事業用自転車についての損害賠償責任保険への加入
- ・従業員に対する交通安全教育
- ・事業用自転車についての点検、整備、反射器材の取付け

損害保険への加入については努力義務とされていますが、自転車事故の高額賠償事例が増え、企業にとってのリスクも大きくなっていますので、損害保険への加入が望ましいといえます。

4 自転車通勤導入時のチェック項目

近年、エコブーム、健康志向、都心マンションの増加などの要因により、自転車通勤が増えています。社員の健康や二酸化炭素削減の観点から、自転車通勤に奨励策を出す企業、自治体もあります。

通勤中の自転車事故(加害事故)については、原則として、企業が使用者責任を負うことはありません。しかし、通勤中の「自動車事故」で使用者責任を認めた下級審の裁判例もあり、将来、通勤中の自転車事故について使用者責任が認められる可能性がないわけではありません。

このため、自転車通勤を導入する場合には、以下のような項目を含む自転車通勤規程を定めることが望まれます。

- ① 個人賠償責任保険への加入を義務付けること(保険契約を証する書類の提出を求めるか、指定する保険に加入することを定めるとよいです)
- ② 安全点検、整備を行うよう注意喚起すること
- ③ 駐輪場を確保すること
- ④ 危険な運転行為(傘さし運転、飲酒運転、運転中の携帯電話等の使用等)を禁止し、また、自転車運転のルール(車道通行の原則、左側通行の原則、夜間のライト点灯等)を社員に注意喚起すること
- ⑤ 業務使用を禁止すること
- ⑥ 上記を管理するために、自転車通勤を許可制(もしくは届出制、登録制)にすること

なお、業務使用中の加害事故が起きた場合、自転車所有者が従業員で、社内的に業務使用を禁止していたとしても、所有者に対しては使用者責任が発生する場合があります。その場合、個人賠償責任保険では対処できず、使用者として施設賠償責任保険の加入が必要となりますので、ご注意ください。

5 まとめ

自転車は、便利で身近な乗り物ですが、万一、事故が発生したときには高額な賠償責任を負うおそれがあります。大阪府自転車条例の制定を契機に、自転車管理のあり方や損害保険の加入の有無について点検し、適切なリスク管理を行うことが求められます。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送からPDFファイルでのメール配信に変更可能です。PDFファイルで送信したニュースレターは、貴社内で転送・共有いただいて差し支えありません。お気軽にお申し出ください。

COLUMN

先日、歩道を歩いていたところ、公園から自転車に乗った中学生らしき野球少年が飛び出してきて、危うくぶつかりそうになりました。しかも、その少年の後ろから、コーチらしき成人男性も自転車で歩道に飛び出し、歩道を疾走していきではありませんか！

ご承知のとおり、自転車は、歩車道の区別のある道路では、原則として車道を通行しなければなりません。歩道の通行が認められるのは、①道路標識や道路標示によって歩道通行が認められている場合、②運転者が13歳未満、70歳以上または身体障害者である場合、③安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合に限られます。また、歩道を通行する場合も、歩行者の通行を妨げる場合には、一時停止しなければなりません。

上記のケースに限らず、車道の右側を通行したり、スマートフォンを操作しながら運転したりなど、自転車の危険な走行を毎日のように見かけます。まずは大人が正しい交通ルールを認識し、これを子どもに伝えることが重要だと思います。

(弁護士 今田晋一)

梅田総合法律事務所

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1丁目1番5号 大阪三菱ビル6階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

<http://www.umedasogo-law.jp>